

## 花水地区を対象に実施した地元説明会の概要

設計や関係機関協議を終え、公園プランがまとまったことから、着工前に花水地区の住民を対象に説明会を開催しました。

### 1 実施概要

日時等 : 令和6年6月1日(土) 10:05~11:55  
場所 : 花水公民館2階ホール  
参加人数 : 70人  
市出席者 : 市長、都市整備部長、みどり公園・水辺課長、関係職員

### 2 当日の議事進行

10:05 開会  
10:10 資料説明  
・事業概要、計画概要について  
・これまでの主な意見に対する考え方  
・工事の概要について  
10:20~ 質疑応答  
11:55 閉会

### 3 質問回答内容(要約)

質問を項目毎にまとめ、主な質問の回答(要約)を下記に示します。(凡例 ●:参加者 ○:平塚市)

- : 今後人口減少していく中、他事業に投資すべき。当事業がまちにどう寄与するのか。なぜこの事業をやろうとしているのか。市長の夢、思いを聞かせてほしい。
- : 人口減少社会到来の中で、まちの魅力を上げていく必要があり、公園整備は1つの大きな魅力を作っていく事業。外からの交流人口を増やしていくことが重要。  
平塚の全体の魅力向上を図るため、プール跡地の安全性、景観面の回復が事業の始まりである。海が生かしきれておらず、海の魅力を生かした総合公園を作ってほしいなどの声をいただいていた。プール跡地だけでなく、一定の樹林帯を含めた中で公園整備を行い、自然の中で親しんでもらいたい、海を眺めながら、誰もが海の魅力を享受できるようにしていきたいと考えている。
- : (会場外に人がいるが) 説明を聞きたい人がいるなら入れてあげればよい。今日の説明会で意見を聞いて計画へ反映する期間が考慮されていない。
- : この地区で総合公園を作るので、花水地区限定の説明会としている。  
本事業は、平成25年の計画段階から、節目節目で対話を行ってきており、合計51回、延べ1,661人と対話をしてきた。いきなり、今日の説明会というわけではなく、しっかり市民の皆様の意見を聞きながら進めてきている事業である。

- ：千葉県では津波被害軽減のためにマツを植林している。飛砂は80cmを越えた飛砂が曲者である。ロータリー部分は樹林帯の幅が5～6mしか残っていない。問題があるのではないか。
- ：津波について、震災当時の石巻市長からは、雑木が津波を弱める効果は何%かはあったかもしれないが、樹林があることによって命が守られるという意識は持たないでいただきたいと話を受けた。まずは、しっかり避難をしていただきたい。  
飛砂について、95%の飛砂は高さ80cm以下、残りの浮遊する飛砂が80cm以上で発生している。浮遊する飛砂は、事業地の南端から10mの樹林で概ね捕捉されることを確認している。ロータリー部分は、交通の安全性、円滑性を高めるために薄くなっているが、南側の樹木で95%の飛砂はしっかり防備できると考えている。整備後もモニタリング調査を行い、確認していく。
- ：ウミガメが来る海岸を大事にして欲しい。新江ノ島水族館の飼育員の方は、平塚が産卵のポテンシャルが高いと言っていた。海岸占用協議書には、「公園整備後にウミガメが来なくなったとしても公園整備が原因とはいえない。平塚海岸に毎年産卵にきているわけでもなく、様々な要因がある。」とされているが、本当にそのように認識しているのか。また、BBQレストランは光が漏れないようにどのように対策をするのか。
- ：ウミガメが産卵するという海洋環境を大切にしていきたいと考えている。新江ノ島水族館には、ウミガメに関して配慮すべき点を伺ったところ、音よりも光に配慮すべきとのことであったので、要求水準書等にこれを盛り込み、その結果、事業地南側の樹木を保全した計画としている。また、照明は足元を照らすガーデンライトを基本とし、光が海側に漏れないように配慮した計画とした。  
なお、占用協議書には、当時の記録の内容を踏まえ、記載している。  
BBQレストランは、夜9時までの営業を予定している。定置網やウミガメに配慮し、夜間はブラインドを閉め、光が海側に漏れないように運営する計画である。
- ：24時間営業のコンビニや駐車場は暴走族がたまるおそれがある。
- ：夜の静穏・静寂という視点で営業時間を検討し、駐車場は、夜間の駐車台数を限定した。また、公園自体は24時間オープンなので、コンビニを24時間営業とすることで、無人の公園とはならず、警察への通報などができるようにした。
- ：砂浜の生物等の調査をしたのか。環境アセスメントは実施したのか。
- ：植生の調査は、博物館の職員と実施し、事業地内には、県のレッドデータブックに該当する植物は存在しなかった。  
本事業は、都市公園事業で整備面積も2.4haなので、法や県条例に定める環境アセスメントの要件に該当しない。公園整備では、できるだけ既存樹木を保全したり、プランを見直したり、またプール跡地部分には新規植栽を行うなど、配慮して進めている。必要な手続きはしっかりと踏んできており、この計画で進めていく。

以上